

国土交通省及び大阪府の見解

Q	A
<p data-bbox="240 517 708 835">パビリオン建設に関する契約において、委託を受けたPM会社等が、発注者の代理人やコーディネーターとしてプロジェクトに参画するものであり、建設工事の実施を行わない場合においては、建設業許可を不要と判断できるか。</p> <p data-bbox="240 898 708 1025">判断できる場合、契約書等で注意すべき点について、ご教示いただきたい。</p>	<p data-bbox="735 517 1361 741">一般的に、建設工事の請負とみなしうる業務が含まれない契約については建設工事の請負契約とみなされないため、建設業法第24条の規定の適用を受けるものではなく、よって、建設業の許可も不要です。</p> <p data-bbox="735 801 1361 1171">委託を受けたPM会社等が行うこととされている業務が建設業法の適用の対象となるか否かについては、準備行為を含めた建設工事の開始までに、当該会社等の業務分担や責任等が契約書やその附属書類、覚書等において明確にされているか、及び当該会社等の業務の実質が建設工事の請負とみなしうるかという観点から判断されるものです。</p>